

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	令和元年10月10日 05時25分ごろ
発生場所	関門港若松区響灘水路 響灘大橋の橋脚 響新港東1号防波堤西灯台から真方位136° 1.8海里付近 （概位 北緯33° 55.9′ 東経130° 48.0′）
事故の概要	プレジャーボート幸雅丸は、西進中、響灘大橋橋脚に衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸雅丸、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	291-35807福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長及び同乗者）
損傷	本船 船首部外板に破口 橋脚 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時17分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で響灘水路を航行中、船長が、レーダーで前方約450mに同航船がいることを確認した後、約18ノット（kn）の対地速力で手動操舵により西進した。 本船は、船長が、操舵室内の操縦席に腰を掛けて操船し、少しずつ同航船に近づいていたので、同航船との距離や船尾灯に意識を向け、そろそろ響灘大橋の橋脚（以下「本件橋脚」という。）付近だと思っていたところ、目の前に本件橋脚が見え、どうすることもできず本件橋脚に衝突した。
分析	本船は、響灘水路を約18knの対地速力で西進中、船長が、同航船との距離や船尾灯に意識を向けて航行を続けたことから、前路の本件橋脚に向かっていることに気付かず、本件橋脚に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が響灘水路を約18knの対地速力で西進中、船長が、同航船との距離や船尾灯に意識を向けて航行を続けたため、本件橋脚に向かっていることに気付かず、本件橋脚に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 慣れた海域でも障害物のある海域を航行する場合、GPSプロッター等による水路調査及び船位の確認を適切に行うこと。・ 障害物のある狭い海域を航行する場合は、障害物及び他船と接近することなく航行できるように安全な速力で航行すること。 |
|--|--|